

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第129号
委 託 業 務 名 称	豊公園活用促進トライアル業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	令和8年度以降に予定されている民間活力を活用した豊公園の再整備に向けて、再整備事業の目的である来訪者数の増加、特にメインターゲットの獲得につながる再整備後の施設や機能について調査する。
履 行 期 間	令和6年7月19日 から 令和7年3月21日
契 約 年 月 日	令和6年7月19日
契 約 額 (税 込)	2,900,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市元浜町7番5号 [商 号 又 は 名 称] 長浜まちづくり株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜まちづくり株式会社は、中心市街地のトータルマネジメントを目的に設立された法人であり、令和2年度から3年度にかけては、中心市街地活性化基本計画に代わる新たなまちづくり方針となる、湖の辺のまち長浜未来ビジョンの策定支援業務に取り組み、令和4年度及び令和5年度には豊公園における新たな商業機能やサービス機能を実装した際の実現可能性に関する調査・研究を行うなかで、豊公園の活用促進に関するデータ・ノウハウをさらに蓄積されたところです。 当該業務は、令和8年度以降に予定されている民間活力を活かした豊公園の再整備に向けて、来訪者数の増加、及び特定都市公園施設の建設・維持管理を可能なものとするべく、来訪者のニーズ調査等を行うもの。 以上のことから、専門的な知見を有する長浜まちづくり株式会社が、継続して当該業務に関与することで、迅速かつ的確に課題の整理・調査研究を行うことができることから、業務の性質上代替性が無いものと判断し、同者への一者随意契約とするもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものを)をするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。